

北方領土問題の早期解決を求める意見書

北方領土は、歴史的にも国際法上も、わが国固有の領土であることは明白であり、北方領土の一日も早い返還実現は、日本国民すべての願いである。

しかしながら、ロシアのメドベージェフ大統領は、昨年11月、我が国固有の領土である北方四島の一つ、国後島を訪問した。また、その後も、シュワロフ第1副首相やセルジュコフ国防相など、ロシアの政府高官による北方領土の訪問が行われた。

メドベージェフ大統領は、「これらの島々はロシアの不可分な領土」とし、安全保障のために、兵器や装備の近代化や追加配備を指示し、領土問題で譲歩しない姿勢を鮮明にしている。

このような中、先般の日露外相会談では、両外相は領土問題で双方の立場を述べ合っただけに終わり、問題解決の道筋すら立っていない。

また、ロシアは、北方領土の開発に、外国企業の誘致に積極姿勢を示しており、中国や韓国からの企業の進出計画が明らかになっている。北方領土返還を求める我が国の立場からは、第三国による北方領土への投資は、ロシアの管轄権を認めることに繋がり、決して容認できるものではない。

北方領土への大統領等の訪問や第三国の企業進出による開発は、ロシアによる不法占拠を既成事実化するものであり、日本国民の感情を逆なでするもので到底許されるものではない。

よって、国におかれては、北方領土が日本固有の領土であるとする我が国の主張の正当性を国際社会に訴えていくとともに、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情にこたえ、北方領土問題の一日も早い解決に向けて、これまでの両国間の合意や作成された文書及び法と正義の原則を基礎として、毅然とした姿勢を貫き、外交交渉を推し進めるよう強く要望する。

平成23年3月15日

熊本県議会議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
外務大臣	松本剛明様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	枝野幸男様